

拷問等禁止条約の選択議定書に関する NGO 共同アピール

2002 年 11 月 7 日

日本政府は、1999 年 6 月、「拷問及びその他残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰を禁止する条約（拷問等禁止条約）」に加入した。国内外における拷問等の根絶に関心を払ってきた私たち日本の NGO は、拷問等根絶に向けた日本政府の積極的な姿勢を歓迎し、今後の日本政府の取り組みに強く期待するものである。

本年 7 月 24 日、国連経済社会理事会（ニューヨーク）は、拷問等禁止条約の選択議定書を採択し、これを総会に送付した。

この選択議定書は、ヨーロッパ拷問等防止委員会の査察機能をモデルとして、締約国内の警察拘禁施設、刑事施設、出入国管理施設、精神病院等の公設のまたは公の管理の下に運営されている拘禁施設について、これらを定期的および臨時に訪問し改善の勧告などを行う小委員会を国連の下に設置し、各国の国内にも同様の査察機能を持った機関を設けることを定めている。

アメリカ合衆国は、経済社会理事会において、国の主権が侵害されるなどとして、議定書の採択に反対し、ワーキンググループを作ってさらに議論を継続することを求める修正決議案を提出した。修正案については、EU 諸国などから「採択を先送りするものである」との強い批判がなされた。日本政府は、自ら起草委員会に参加し原案を提出したにもかかわらず、重要な内容について合意がない、予算の問題についてもいくつかの国が懸念を抱いている、などとして、アメリカ合衆国の修正案に賛成の意見を述べた。

結局、修正案は、日本、アメリカ、ロシア、中国、キューバや、イラン、リビアなどの一部イスラム諸国など、日ごろ人権問題を指摘されることの多い国の支持を取り付けたのみで、賛成 15、反対 29（欠席 4）の大差で否決された。

議定書本文についても、日本政府は、アメリカが採択に欠席したにもかかわらず、オーストラリア、中国、キューバ、エジプト、リビア、ナイジェリア、スーダンとともに反対したが、賛成 35、反対 8（欠席 5）の大差で可決された。

注：この文書は、ホームページに掲載するために PDF 化したものであり、執行した原本ではありません。

今後、選択議定書は年内に国連総会での審議にかけられ、賛成多数なら正式に採択される。その後、20カ国が批准した段階で発効する。

日本政府は、1991年から設置された国連人権委員会作業部会の選択議定書の起草委員会に代表を派遣し、10年以上にわたって議定書の内容について議論し、検討を重ねてきた。しかし、経済社会理事会における投票行動にはおよそ一貫性がなく、自立した人権尊重の政策の欠如を疑われるとともに、国内の拘禁施設における拷問防止の意思がなく、外部査察を避けようとしているとも疑われかねない、きわめて異常なものであった。

私たちは、日本政府に対し、以下の通り要請する。

来る国連総会において、日本政府が拷問等禁止条約の選択議定書を積極的に支持し賛成すること、採択後、直ちに署名をすること。

日本政府として、早急に必要な国内的調整をおこない、選択議定書を批准すること。

拷問等禁止条約の批准に際して、日本政府は第22条の個人通報制度の受諾を留保した。政府部内において必要な措置をとり、早急にこれの受諾を宣言すること。

なお、日本政府は、現在にいたるまで条約19条に基づく政府報告書を委員会に提出していない。この政府報告書の審査は、原則、批准後1年以内になされることが規定されていることを考えれば、これはきわめて異例な事態である。われわれは、上記の要請にあわせて、日本政府が、国内外のNGOとの十分な意見交換を行ったうえで、政府報告書を早期に提出することを求めるものである。

以上

2002年11月7日

社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
A R C (Action for the Rights of Children)
特定非営利活動法人 監獄人権センター
再審・えん罪事件全国連絡会
市民外交センター
社団法人 自由人権協会

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。



東京精神医療人権センター
日本国民救援会中央本部
入管問題調査会
反差別国際運動日本委員会

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。